

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成27年6月11日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500059 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500005 号

## 第 1 結論

昭和 59 年 2 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 37 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 59 年 2 月から昭和 63 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に A 市で国民健康保険に加入し、同時に国民年金に加入して保険料を納付していた。その後、昭和 60 年から昭和 61 年までの間に B 市に転居したが、厚生年金保険に加入するまで同市役所又は金融機関で保険料を納付していた。

B 市に転居した際、元夫の保険料については、未納としていた期間があり、このままにしておくと、もしものとき、遺族年金がもらえなくなるから、納付した方が良く市役所の職員に言われたので、合計 3 口（元夫の過年度保険料と現年度保険料、請求者の現年度保険料）を納付していた。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号設定簿及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号の払出しに関する事務処理が 2 回行われていたことが確認できる。1 回目は、20 歳到達時の昭和 57 年\*月頃に B 市において国民年金手帳記号番号の払出しに関する事務処理が行われているため、その際、被保険者資格を昭和 57 年\*月に取得する事務処理が行われ、その後、同資格を昭和 57 年 12 月に喪失（平成 20 年 3 月 27 日付けで昭和 57 年 8 月に訂正）する事務処理が行われたものとみられる。2 回目は、昭和 61 年 4 月頃に再び同市において国民年金手帳記号番号の払出しに関する事務処理が行われていた形跡がうかがえるものの、当該番号については、上述の 1 回目の番号が払い出されていたことが判明したため、すぐに取り消され、請求期間に係る国民年金被保険者資格については、これを契機として、1 回目に払い出された番号にて昭和 59 年 2 月（厚生年金保険被保険者資格を喪失した月）まで遡って取得する事務処理が行われたものとみられる。

請求期間については、前述の請求期間に係る被保険者資格を取得した時期（昭和61年4月頃）を基準とすると、請求者は、請求期間の保険料を、現年度保険料又は過年度保険料として納付する方法を併用して納付が可能であった。

また、請求者は、請求期間及び昭和57年7月の1か月間を除く国民年金加入期間において、保険料を全て納付している上、請求者が保険料を納付していたとする元夫に関する納付状況を見ると、請求期間のうち、昭和61年10月から昭和63年3月まで（18か月）のうちの一部（15か月）の保険料が遡って納付されていることがうかがえる。

しかしながら、請求期間のうち、昭和59年2月から昭和61年3月までについては、請求者は、昭和59年2月にA市で国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していたと思うとしているところ、請求者が保険料を納付するためには、前述の1回目の国民年金手帳記号番号の払出しに関する事務処理における被保険者資格については、既に喪失していたため、再度、同市において国民年金の加入を行う必要があった。しかし、国民年金被保険者台帳によると、請求者が同市に転入後、その主張する時期に国民年金の加入手続きが行われた形跡は見当たらないほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいても、前述の2回行われていた国民年金手帳記号番号の払出しに関する事務処理以外に、請求者に対して新たな番号の払出しの事務処理が行われた形跡が見当たらない。このため、請求者は、前述の請求期間に係る被保険者資格を取得した時期（昭和61年4月頃）前に当たる請求期間のうち、昭和59年2月から昭和61年3月までにおいて、当時、国民年金に未加入であったことから、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、請求期間のうち、昭和61年4月から昭和63年3月までについては、請求者は、自身及びその元夫の保険料を現年度保険料として納付し、併せてB市に転入（昭和61年4月）前の元夫の未納とされていた保険料を過年度保険料として納付していた旨の陳述をしている。しかし、請求者は、同市で夫婦一緒に国民年金に関する手続きを行ったとしているものの、その手続き時期については具体的に覚えていないとしている上、オンライン記録によると、元夫の国民年金の加入手続きは、請求期間後の昭和63年11月頃に初めて行われたものとみられ、この加入手続きが行われるまで元夫は国民年金に未加入であったため、保険料を納付することはできなかったものと考えられることから、請求者は、当該期間当時において自身及びその元夫の保険料を併せて納付することはできず、請求者の陳述には矛盾が見受けられる。

さらに、請求期間の保険料については、前述の請求期間に係る被保険者資格を取得した時期以降において、請求者は、過年度保険料として遡って納付することが可能であった時期があり、上述のとおり、元夫については、請求期間の一部の保険料が遡って納付されていたことが確認できる。しかし、請求者は、自身の保険料を遡って納付した記憶はないとしていること及び請求期間に納付したとする保険料額については覚えていないとしていることから、請求期間の保険料を遡って納付していたとする事情を見いだすことができない。

加えて、A市において、請求者が国民年金に加入していた形跡はうかがえず、そ

の後に居住しているB市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500033 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500006 号

## 第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 32 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 3 月に短大を卒業し、昭和 53 年 4 月から農業をしているが、国民年金の記録は、昭和 53 年 4 月から昭和 60 年 3 月までは未納、昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までは免除とされている。

国民年金の加入手続及び保険料納付について、記憶は定かではないが、当時、お金で困っていた訳でもないし、免除の申請をした記憶もない。両親も保険料を納付しており、過去に金融機関の職員が通帳の記帳内容を抜き書き（昭和 58 年中の一部）してくれたものにも保険料の引落しの記録がある。

請求期間の保険料が未納又は免除であるはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 10 月頃に A 市において職権により払い出されたと推認され、その際に、請求者が 20 歳に到達した昭和 52 年\*月（昭和 63 年 3 月 18 日付けで昭和 53 年 4 月に訂正）まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この国民年金手帳記号番号が払い出された時期を基準とすると、請求者は、請求期間のうち、昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 3 月までの保険料は過年度保険料として、昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの保険料は現年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者に対しては、上述の昭和 60 年 10 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、請求者は、請求期間のうち、国民年金手帳記号番号が払い出されるまでの期間については、国民年金に未加入であつ

たため、保険料を納付することができなかったものとみられる上、請求期間のうち、昭和 53 年 4 月から昭和 58 年 6 月までについては、国民年金手帳記号番号が払い出された時期を基準とすると、当該期間の保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、請求者は遡って納付することもできなかったものと考えられる。

また、請求期間のうち、昭和 58 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの保険料については、上述のとおり、請求者が納付することは可能であったものの、請求者は、請求期間の保険料の納付に関する記憶が明確ではないほか、母親からの聴取によると、請求者の保険料納付について、20 歳になってから 7、8 年間は保険料を納付していなかった旨の陳述をしていることから、当該期間の保険料を納付していた事情を見いだすことができない。

さらに、請求期間のうち、昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの保険料の免除については、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者についても、請求者と同様に保険料が免除されている者が複数確認できることから、当時、職権で国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者に対して、保険料の免除の勧奨を行っていたことがうかがえる上、オンライン記録において、請求者が保険料の追納の申出をした形跡も確認できない。

加えて、請求者は、請求期間の保険料の引落しが確認できる資料として、過去に金融機関の職員が通帳の記帳内容を抜き書き（昭和 58 年中の一部）してくれたもの（金融機関名が印刷された用紙に手書きで記載）の写しを提出しており、当該資料の「出金」欄の記録から、昭和 58 年 6 月及び昭和 58 年 8 月から同年 10 月までの期間について、「国民年金掛金」として、1 か月当たり 6,230 円の保険料が納付されていたことが確認できる。しかし、当該資料の記載については、i) 請求者は、記載されている預金口座は父親のものであると陳述していること、ii) 国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、父親及び母親の昭和 58 年度の保険料（付加保険料を含む。）については、定額保険料（5,830 円）及び付加保険料（400 円）が全て現年度内に納付されており、一人当たりのこれら合計保険料月額が 6,230 円となること、iii) 上述のとおり、請求者は昭和 60 年 10 月までは国民年金に未加入であったため、父親及び母親とは事情が異なることを踏まえると当該資料に記載された「国民年金掛金」の金額は、父親又は母親のいずれかに係る保険料の記載である可能性がうかがえ、請求者に関するものであったと推認し難い。

その上、母親は、いつの時期の分であったかは覚えていないが、後からまとめて社会保険事務所（当時）で保険料を納付した覚えがあると陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間後の昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの保険料については、過年度保険料として昭和 63 年 3 月に納付されていることが確認できるため、母親がまとめて保険料を納付したとする記憶は、請求期間後の保険料納付のことを指している可能性が見受けられる。

このほか、上述の金融機関によると、取引履歴の保存期限は 10 年のため、請求期間の保険料の引落しの記録は確認できないと回答している上、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500060号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500007号

## 第1 結論

昭和49年4月から昭和52年3月までの請求期間、昭和53年4月から同年9月までの請求期間及び昭和54年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年4月から昭和52年3月まで  
② 昭和53年4月から同年9月まで  
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私は、会社を退職した昭和49年4月頃に、A市役所で国民年金の加入手続きを行ったと思う。請求期間の保険料については、父親が姉の分と一緒に納付してくれていた。しかし、私は、「ねんきん定期便」により、保険料の未納があることを知ったが、請求期間当時、実家は商売をしており、金銭的に不自由はしておらず、保険料を納め忘れになっているという未納通知を受けた記憶もない。保険料を納付したことを示す資料はないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでにA市において国民年金手帳記号番号が2回払い出されたことが確認できる。1回目は、昭和51年12月頃に加入手続きが行われたと推認され、昭和52年1月に手帳記号番号が払い出されているものの、同払出簿の備考欄には「厚生年金 重複取消」と記載がある上、同市が保管している被保険者台帳予備カードにおいても「誤適用(資格取消) 処理年月日 53・3・16」の記載があることから、この頃にこの手帳記号番号が取り消されたと考えられる。2回目は、昭和53年1月頃に加入手続きが行われたと推認され、昭和53年4月に再び手帳記号番号が払い出されており、その際に厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和49年3月(平成19年2月9日付けで昭和49年4月に訂正)まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと考えられる。現在、請求者の国民年金記録は、この2回目に払い出された手帳記号番号により管理されている。

請求者は、国民年金加入期間において請求期間①、②及び③を除き保険料の未納は

なく、付加保険料を納付していた時期及び保険料を前納していた時期もあるほか、請求期間②及び③については、6か月、3か月と短期間であり、請求者の請求期間①、②及び③当時の保険料を納付していたとする父親は、60歳到達までの国民年金加入期間において保険料の未納はないことから、請求者及び父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、会社退職後の昭和49年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと思うとしているところ、請求者が所持する国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳は昭和49年11月から使用が開始された制度共通の手帳であり、請求者の陳述とは相違するほか、A市の国民年金被保険者名簿によると、1回目に払い出された手帳記号番号が取り消された直後の昭和53年3月17日に請求者の昭和52年度の保険料が一括納付されていることが確認できる。このことから、請求者の父親は、2回目の国民年金の加入手続を踏まえて、当該年度の保険料から納付を開始したものと考えられ、これらは上述の請求者の国民年金加入手続時期（昭和53年1月頃）とも符合する。

また、請求期間①については、1回目の加入手続時期（昭和51年12月頃）を基準とすると、昭和49年4月から同年9月までの保険料については、既に2年の時効が成立しており、納付することはできない上、昭和49年10月から昭和52年3月までの保険料は過年度保険料及び現年度保険料として納付する方法を併用することにより、納付が可能であったが、請求者は、請求期間①の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、当該期間に係る保険料納付状況の詳細は不明であり、父親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、請求者は、請求者の保険料は父親が姉の分と一緒に納付してくれたとしているところ、姉は請求期間①の保険料が現年度保険料として納付されている。しかし、姉については、昭和44年10月頃に既に国民年金の加入手続が行われており、上述のとおり、1回目の加入手続が行われる前の昭和51年11月頃までは国民年金に未加入であった請求者とは状況が異なり、父親は請求期間①に係る請求者の大部分の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求期間②及び③については、2回目（昭和53年1月頃）の加入手続時期を基準とすると、現年度保険料として納付することが可能であったが、これら期間は姉の保険料も未納とされているほか、請求者は、これら期間の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、当該期間に係る保険料納付状況の詳細は不明であり、父親がこれら期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

このほか、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に請求期間①、②及び③の保険料が納付された形跡は見当たらない上、父親が請求期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500056 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500008 号

## 第 1 結論

昭和 62 年\*月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 42 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 62 年\*月から平成 2 年 3 月まで

私の請求期間の保険料については、母親から、私が 20 歳になってから、年度ごとに 1 年分の納付書が送付されてきたので、学生なのに払わなければいけないのはおかしいと思いながらも、金融機関において、年度分をまとめて納付していたと聞いた。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の保険料を納付していたとする母親は、年度ごとに 1 年分の納付書が送付されてきて、金融機関において、年度分をまとめて納付していたとしているところ、当時居住していた A 市によれば、当該方法により、保険料を納付することは可能であったと回答している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は、請求者の国民年金の加入手続について詳しいことまでは覚えていないとしていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成 9 年 1 月時点で加入していた厚生年金保険に係る記号番号において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、母親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、母親は、請求者と同様に 20 歳時点で学生であった弟についても、国民年金に加入し保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、弟に

については、20歳に到達した頃に強制加入被保険者として国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていることが確認できる。しかし、請求者については、学生は、制度上、平成3年3月まで国民年金の任意加入対象者であったため、加入義務は無かった上、上述のとおり、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、弟とは状況が異なり、弟の保険料が納付されていることをもって、母親が請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとまでは推認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に居住していたA市においても、請求者が請求期間において国民年金に加入し、保険料を納付していた形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。